

富士山静岡空港特定運営事業等 公共施設等運営権実施契約書に関する変更契約書

静岡県（以下「県」という。）と富士山静岡空港株式会社（以下「運営権者」という。）は、県と運営権者の間で締結された平成30年11月22日付富士山静岡空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「原契約」という。）について、以下の条項にて令和7年12月24日付で富士山静岡空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書に関する変更契約書（以下「本変更契約」という。）を締結する。本変更契約の当事者は、本変更契約による変更後の原契約について、本変更契約別添のとおりとすることを合意する。

なお、別段の定めがある場合を除き、本変更契約において用いられる用語は、原契約において定められた意味を有するものとする。

第1条（「県一部負担更新投資」に関する定義の変更及び追加）

1 原契約別紙1(41)「県一部負担更新投資」の定義を以下のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。

(41)「県一部負担更新投資」とは、県一部負担更新投資（国庫補助対象）及び県一部負担更新投資（国庫補助対象外）の総称をいう。

2 原契約別紙1(41)「県一部負担更新投資」の次号及び次々号に、(41)-2及び(41)-3を以下のとおり追加する。

(41)-2「県一部負担更新投資（国庫補助対象）」とは、更新投資（運営権施設）のうち募集要項において更新投資の「更新」及び「修繕」として示した投資であって、別紙11に定める県が90%費用負担する対象施設に係る更新投資のうち、空港法第8条第1項に基づく国庫補助の対象となる施設についての更新投資をいう。

(41)-3「県一部負担更新投資（国庫補助対象外）」とは、更新投資（運営権施設）のうち募集要項において更新投資の「更新」及び「修繕」として示した投資であって、別紙11に定める県が90%費用負担する対象施設に係る更新投資のうち、県一部負担更新投資（国庫補助対象）以外の更新投資をいう。

3 原契約第55条第2項第1号を以下のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。

(1) 運営権者が、県に対して、事業終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、前項本文に定める期間に加えて、次項の定めの範囲内で20年以内の運営権者が希望する日まで事業期間を延長することができる（この場合の期間延長を「オプション延長」という。）。オプション延長の実施回数は1回に限られる。

なお、オプション延長の行使は、行使前に運営権者が県負担業務(国庫補助対象外)及び県一部負担更新投資(国庫補助対象)（以下総称して「県負担業務」という。）について別紙11に定める内容よりも県の負担割合が軽減される内容の提案（ただし、オプション延長行使後に国庫補助は実施されないことを前提とする。）を行い、これを県が認めた場合のみ可能とする。オプション延長を行使した場合、当該オプション延長により延長された事業期間においては県負担業務について別紙11を含む本契約の定めは適用されない。

- 4 前三項の変更に伴い、原契約第26条第2項乃至第6項を以下のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。
 - 2 運営権者は、事業期間中、単年度計画に従い、適正に本事業を実施しなければならない。ただし、運営権者は、緊急を要すると認める事項（第55条第2項第2号に定める県負担業務を除く。）を実施する必要がある場合には、承認済みの単年度計画に記載がない場合であっても、当該事項を実施することができる。この場合、運営権者は当該事項の実施後速やかに単年度計画を変更し、遅滞なく県に変更後の単年度計画を提出しなければならない。
 - 3 運営権者は、①県一部負担更新投資(国庫補助対象外)及び②第35条第1項に定める県負担重要備品更新・修繕（①及び②を総称して、以下「県負担業務(国庫補助対象外)」という。）の実施を必要とする場合、当該県負担業務(国庫補助対象外)の実施を予定する事業年度（以下「県負担業務(国庫補助対象外)実施事業年度」という。）の前年度の9月末までに、県に対してそれぞれ事前協議書を提出し、県と当該県負担業務(国庫補助対象外)の内容について協議する。
 - 4 県は、県負担業務(国庫補助対象外)の実施に必要となる県の予算案が決定した場合には、速やかにその旨運営権者に対して通知する。
 - 5 運営権者は、前項に定める通知を受けた時点から速やかに、県負担業務(国庫補助対象外)実施事業年度の開始日の30日前に提出する単年度計画を提出するに当たって、別紙11に定める内容に従い県負担業務(国庫補助対象外)の内容を記載し、必要な書類を提出する。また、当該県負担業務(国庫補助対象外)の内容により、全体計画の変更が必要となる場合には、単年度計画と併せて県に提出し、その承認を得る。
 - 6 県及び運営権者は、県負担業務(国庫補助対象外)実施事業年度の開始日から速やかに、単年度計画の内容に基づき、県負担業務(国庫補助対象外)に係る年度協定を締結する。
- 5 第1項乃至第3項の変更に伴い、原契約第31条第3項を以下のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。

3 第1項の定めにかかわらず、県一部負担更新投資（国庫補助対象外）を行う場合には、運営権者は、第26条の定めに従い、単年度計画及び年度協定に記載の上、それらの内容に従うものとする。当該更新投資の実施、変更時の処理及び県負担費用の支払等については、別紙11及び当該更新投資に係る年度協定に定めるところに従う。なお、重要変更（運営権施設）であって県一部負担更新投資（国庫補助対象外）に該当する投資についての手続は、別紙11に定めるところに従う。

第2条（重要変更（運営権施設）にかかる書面提出時期の変更）

原契約第31条第2項中、「前々年度の9月末まで」を「前々年度の12月末まで」に変更する。

第3条（県一部負担更新投資（国庫補助対象）にかかる手続の追加）

1 原契約第31条第3項の次項に、第3項の2を以下のとおり追加する。

3-2 第1項の定めにかかわらず、運営権者は、県一部負担更新投資（国庫補助対象）の実施を必要とする場合、別紙11に定める手続に従い、県に対して事前協議書を提出し、その他必要な計画等を提出（単年度計画については、第26条第4項及び第5項の規定を、「県負担業務（国庫補助対象外）」を「県一部負担更新投資（国庫補助対象）」と読み替えて適用する。）の上、県との間で県一部負担更新投資（国庫補助対象）に係る年度協定を締結し、その内容に従うものとする。運営権者は、年度協定の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ県の承認を得なければならない。当該更新投資の実施、変更時の処理及び県負担費用の支払等については、別紙11及び当該更新投資に係る年度協定に定めるところに従う。

2 前項の修正に伴い、原契約別紙1(61)「事前協議書」の定義を以下のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。

(61) 「事前協議書」とは、運営権者が、第26条第3項に定める県負担業務（国庫補助対象外）又は第31条第3項の2に定める県一部負担更新投資（国庫補助対象）の実施を必要とする場合に、県と当該業務の内容について協議するため、別紙11の定めに従い、当該業務の実施に先立ち県に提出する書類をいう。

3 第1項の修正に伴い、原契約別紙11を本変更契約別紙のとおり変更する（修正箇所は下線で示している。）。

第4条（一般規定）

1 本変更契約に基づく原契約の変更の効力は、本変更契約締結日をもって生じる。

2 本変更契約において規定される事項以外の事項については、原契約は引き続きその規定に

従って、完全な効力を有するものとする。

- 3 本変更契約の準拠法は日本法とし、本変更契約に関して発生する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月 24 日

県

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事 鈴木 康友

運営権者

静岡県牧之原市坂口 3336 番地 4
富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長 榊葉 章良

別紙（変更後別紙 11）

別紙 11 更新投資等（第 26 条第 5 項、第 31 条第 3 項、第 31 条第 3 項の 2 関係）

更新投資（運営権施設）に係る対象施設等及び手続並びに県負担重要備品更新・修繕に係る手続は、以下のとおりとする。

1 更新投資（運営権施設）に係る対象施設及び費用負担額

更新投資（運営権施設）の対象施設及びその費用負担の金額は、下表のとおりである。金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額である。なお、県は、運営権者に対する支払の際、消費税及び地方消費税を加えた金額を支払う。

下表で「県負担上限額」と記載した金額については、事業期間全体において県が実施契約に基づき負担する費用の上限金額であり、これは、事業期間中、本契約書第 55 条第 2 項に定める場合を除き、いかなる事由があった場合も変更しないものとする。

また、下表で「運営権者負担額」と記載した金額については、事業期間全体において運営権者が実施契約に基づき負担する費用の想定金額であり、実施契約又は要求水準に定める運営権者の義務を履行するために必要となる更新投資に対応して運営権者の負担額は当該部分の金額から増減する可能性がある。

(1) 滑走路等（本別紙において「滑走路等」とは、滑走路、誘導路、エプロン、滑走路灯、誘導路灯、エプロン照明灯、スポット番号表示灯等をいう。以下同じ。）

（単位：円）

区分	対象施設等	金額
運営権者が費用負担する対象施設及び金額	滑走路等に該当する施設であって、募集要項に定める「更新」及び「修繕」に該当する投資	1,680,048,000 (県負担上限額：0) (運営権者負担額： 1,680,048,000)

(2) 県が90%費用負担する対象施設

(単位：円)

対象施設等	金額
<p>次の対象施設のうち、滑走路等以外の対象施設についての更新投資（運営権施設）であって、募集要項に定める「更新」及び「修繕」に該当する投資（以下「県一部負担更新投資」という。）</p> <p><u>なお、県一部負担更新投資のうち、空港法第8条第1項に基づく国庫補助の対象となる施設についての更新投資を「県一部負担更新投資（国庫補助対象）」といい、それ以外を「県一部負担更新投資（国庫補助対象外）」という。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港基本施設附帯施設等 ・空港基本施設管理施設 ・空港航空保安施設等 ・航空機給油施設 ・航空機騒音測定施設 ・空港用地 	<p>2,478,250,000 (県負担上限額：2,230,425,000) (運営権者負担額： 247,825,000)</p>

(3) 運営権者が全額費用負担する対象施設

対象
<p>ア 上記(1)及び(2)の対象施設についての更新投資（運営権施設）であって、募集要項に定める「拡張」に該当する投資</p>
<p>イ 次の対象施設についての更新投資（運営権施設）であって、募集要項に定める「更新」、「修繕」及び「拡張」に該当する投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客ビル施設 ・貨物ビル施設 ・駐車場施設等 ・空港展望施設等 ・浄化槽施設

2 県一部負担更新投資の対象となる事業及び費目

県一部負担更新投資の対象となる施設についての更新投資（運営権施設）について、県による費用負担の対象となる費目は、下表のとおりである。

対象となる事業	費目	
	目	細目
空港整備事業	工事費	本工事費 附帯設備費 機械器具費 測量設計費 營繕費 附帯工事費

(空港整備事業費補助金等交付要綱 平成 22 年版 別表第 1 を抜粋)

3-1 県一部負担更新投資（国庫補助対象）に係る手続

(1) 事前協議書の提出

運営権者は、県が 90% 費用負担する対象施設の更新投資のうち、空港法第 8 条第 1 項に基づく国庫補助の対象となる施設についての更新投資（県一部負担更新投資（国庫補助対象））の実施を必要とする場合、当該県一部負担更新投資（国庫補助対象）の計画（重要変更（運営権施設）に該当する県一部負担更新投資（国庫補助対象）の計画を含む。）について、当該更新投資を実施する予定の事業年度（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には初年度。）の前々年度の 12 月末までに事前協議書を県に提出して、県と協議を行うものとする。

なお、更新投資の計画については、提案書類において提案した内容に沿ったものを原則とするが、1-(2)に示す対象施設及び県負担上限額の範囲内に限り、運営権者が県に対し、提案内容の変更を含む協議を求めることが可能である。

事前協議書に記載する項目は、主に以下を想定している。

- ア 予算要求理由
- イ 予算要求内訳
- ウ 整備計画年次工程表
- エ 整備計画概要
- オ 図面（位置図、平面図、標準断面図、構造図等）
- カ その他県が必要と認めた項目

(2) 県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画の提出

運営権者は、事前協議書に係る県との協議結果に基づき、当該県一部負担更新投資（国庫補助対象）の実施に係る計画を反映した県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画を、当該県一部負担更新投資（国庫補助対象）の実施を予定する事業年度の前々年度の 3 月末までに県に提出し、その承認を得ることとする。

県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画に記載する内容及び提出時に県に提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画に記載する内容
- (ア) 予算要求理由

- (イ) 予算要求内訳
- (ウ) 整備計画年次工程表
- (エ) 整備計画概要
- (オ) 図面（位置図、平面図、標準断面図、構造図等）
- (カ) その他県が必要と認めた項目

(3) 県一部負担更新投資（国庫補助対象）実施計画の提出

運営権者は、県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画及び県と国の協議結果をふまえ、当該県一部負担更新投資（国庫補助対象）の実施を予定する事業年度の前年度の12月末までに県一部負担更新投資（国庫補助対象）実施計画を県に提出し、県の承認を得ることとする。

県一部負担更新投資（国庫補助対象）実施計画に記載する内容及び提出時に県に提出する必要がある書類は、県一部負担更新投資（国庫補助対象）基本計画と同様のものを想定している。

(4) 単年度計画の提出

運営権者は、県一部負担更新投資（国庫補助対象）実施計画等に基づき、更新投資の実施に係る計画（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には各事業年度に係る計画全て。）を単年度計画に反映させた上で、単年度計画を県に提出し、その承認を得ることとする。

単年度計画提出時に県に提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 工事概要書
- イ 工事計画図面
- ウ 見積書
- エ 工事工程表
- オ その他参考資料

(5) 年度協定の締結

県は、運営権者から提出された県一部負担更新投資（国庫補助対象）実施計画等及び単年度計画に基づき、県一部負担更新投資（国庫補助対象）の内容を決定し、運営権者と年度協定（当該事業年度に実施する県一部負担更新投資（国庫補助対象）の内容その他運営権者と県との間の対応について、県と運営権者が合意した事項を記載する書面をいう。以下、本項に同じ。）を締結した上で、県一部負担更新投資（国庫補助対象）を運営権者に実施させる。

なお、工事着手後、工事内容を変更しようとする場合、運営権者は、早急に県と協議を行う。また、県が求めた場合には工事の進捗につき必要な報告を行う。

年度協定において定める内容は主に以下を想定している。

- ア 対象とする工事等の内容及びその範囲
- イ 工期等の変更
- ウ 工事費等の金額の増額・減額
- エ 臨時の措置

- オ 更新投資負担額の支払
- カ 年度協定の変更
- キ 実施契約の終了又は解除による本協定の解除
- ク 年度協定の効力

(6) 完成検査

工事完了後、運営権者は、県の定める日までに、県に対して以下の書類を提出する。県は、提出書類に基づき県一部負担更新投資（国庫補助対象）の完成検査を行い、運営権者に対しその結果を通知する。県が完成検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

完成検査に合格しないときは、運営権者は、直ちに補修しなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなし、改めて上記の手続を行う。

県に対して提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 工事完成通知書

- イ その他県が必要と認めた完成図書（完成図・完成写真等）

(7) 請求手続

運営権者は、完成検査合格後、県に対して県一部負担更新投資（国庫補助対象）の県負担額の請求書を提出する。

なお、県一部負担更新投資（国庫補助対象）の県負担額の支払いは、運営権者が実際に支出した金額を基準とするものとし、運営権者は県負担額の請求にあたり、内訳書とともに支出を証明する書類（契約書、請求書等）の写しを県に提出することとする。

県は、年度協定で合意した額の範囲内で、運営権者が発行する請求書を受理した日から40日以内に県負担額を支払う。

3-2 県一部負担更新投資（国庫補助対象外）に係る手続

(1) 事前協議書の提出

運営権者は、県が90%費用負担する対象施設の更新投資のうち、県一部負担更新投資（国庫補助対象）以外の更新投資（県一部負担更新投資（国庫補助対象外））の計画について、当該更新投資を実施する予定の事業年度（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には初年度。）の前年度の9月末までに事前協議書を県に提出して、県と協議を行うものとする。

ただし、県一部負担更新投資（国庫補助対象外）であって重要変更（運営権施設）に該当する更新投資の計画については、当該更新投資を実施する予定の事業年度（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には初年度。）の前々年度の12月末までに事前協議書を提出して、県と協議及び調整を行うものとする。

なお、更新投資の計画については、提案書類において提案した内容に沿ったものを原則とするが、1-(2)に示す対象施設及び県負担上限額の範囲内に限り、運営権者が県に対し、提案内容の変更を含む協議を求めることが可能である。

事前協議書に記載する項目は、主に以下を想定している。

- ア 工事予定の概要
- イ 工事計画図面
- ウ 工事の工程
- エ 工事費積算額
- オ その他事前協議に必要な事項

(2) 単年度計画の提出

運営権者は、事前協議書に係る県との協議結果に基づき、更新投資の実施に係る計画（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には各事業年度に係る計画全て。）を単年度計画に反映させた上で、単年度計画を県に提出し、その承認を得ることとする。

単年度計画提出時に県に提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 工事概要書
- イ 工事計画図面
- ウ 見積書
- エ 工事工程表
- オ その他参考資料

(3) 年度協定の締結

運営権者は、県の承認を得た単年度計画に基づき、年度協定を締結した上で、県一部負担更新投資を実施することができる。

なお、工事着手後、工事内容に変更があった場合、運営権者は、隨時県に報告を行うとともに、県が求めた場合には工事の進捗につき必要な報告を行う。

年度協定において定める内容は主に以下を想定している。

- ア 工事箇所
- イ 工事の詳細
- ウ 工程計画
- エ 工事費積算額
- オ 県と運営権者の負担額
- カ 年度協定の効力
- キ 年度協定の変更（繰越等）の手続

(4) 完成検査

工事完了後、運営権者は、県の定める日までに、県に対して以下の書類を提出する。県は、提出書類に基づき県一部負担更新投資（国庫補助対象外）の完成検査を行い、運営権者に対しその結果を通知する。県が完成検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

完成検査に合格しないときは、運営権者は、直ちに補修しなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなし、改めて上記の手続を行う。

- ア 工事完成通知書
- イ 引渡書
- ウ 出来形管理表
- エ 品質管理表
- オ 工事写真
- カ 積算内訳書
- キ 設計図書
- ク 工事完成図
- ケ その他年度協定に定める書類

(5) 請求手続

運営権者は、完成検査合格後、県に対して県一部負担更新投資(国庫補助対象外)の県負担額（更新投資費用の全体の90%）の請求書を提出する。

なお、県一部負担更新投資(国庫補助対象外)の県負担額の支払は、運営権者が実際に支出した金額を基準とするものとし、運営権者は県負担額の請求に当たり、内訳書とともに支出を証明する書類（契約書、請求書等）の写しを県に提出することとする。

県は、年度協定で合意した額の範囲内で、運営権者が発行する請求書を受理した日から40日以内に県負担額を支払う。

4 運営権者が全額費用負担する対象施設（滑走路等を含む。）の更新投資に係る手続

(1) 単年度計画の提出

運営権者は、更新投資の実施に係る計画（当該更新投資が複数事業年度にわたる場合には各事業年度に係る計画全て。）を単年度計画に反映させた上で、単年度計画を県に提出し、その承認を得ることとする。

単年度計画提出時に県に提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 工事概要書
- イ 工事計画図面
- ウ 見積書
- エ 工事工程表
- オ その他参考資料

5 県負担重要備品の更新又は修繕に係る手続

(1) 事前協議書の提出

運営権者は、県負担重要備品更新・修繕の実施を必要とする場合、当該更新又は修繕の計画について、当該更新又は修繕の実施を予定する事業年度（当該更新又は修繕が複数事業年度にわたる場合には初年度。）の前年度の9月末までに事前協議書を県に提出して、県と協議を行うものとする。

事前協議書に記載する内容は、主に以下を想定している。

- ア 更新・修繕予定の概要
- イ 更新・修繕工程
- ウ 更新・修繕費積算額
- エ その他事前協議に必要な事項

(2) 単年度計画の提出

運営権者は、事前協議書に係る県との協議結果に基づき、県負担重要備品更新・修繕の実施に係る計画(当該更新・修繕が複数事業年度にわたる場合には各事業年度に係る計画全て。)を単年度計画に反映させた上で、単年度計画を県に提出し、その承認を得ることとする。

単年度計画提出時に県に提出する必要がある書類は、主に以下を想定している。

- ア 更新・修繕概要書
- イ 参考見積書
- ウ その他参考資料

(3) 年度協定の締結

県は、運営権者から提出された更新・修繕概要書等に基づき、運営権者と年度協定を締結した上で、県負担重要備品更新・修繕を実施する。

年度協定において定める内容は、主に以下を想定している。

- ア 調達予定の関連重要備品の種別又は実施すべき修繕の詳細
- イ 工程計画
- ウ 更新・修繕費積算額
- エ 県と運営権者の負担額
- オ 年度協定の効力

(4) 納付手続

県は、関連重要備品更新・修繕の完了後、運営権者に対し、運営権者負担額（県負担重要備品更新・修繕費用の10%）に係る納入通知書を発行する。

運営権者は、年度協定で合意した額の範囲内で、当該納入通知書に基づき、県に対し、当該納入通知書に記載されている納付期限までに運営権者負担額を支払う。